

奈良県告示第百五十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を休止した旨の届出があった。

令和五年七月十四日

奈良県知事 山下 真

医療機関の名称	伯田歯科医院
医療機関の所在地	桜井市大字桜井五六〇の一
休止年月日	令和五年五月三十一日